

情報モラルに関わる教材を用いた 道徳科「相互理解、寛容」指導の課題と意義

－「言葉の向こうに」の指導を対象として－

吉本 篤子（愛知大学国際コミュニケーション部 准教授）

1. 主題と方法

本論文は、学習指導要領に基づいて道徳授業を行うに際して生じる問題点の一端をとりあげ、検討することを課題とする。特に小・中学生が道徳科で学ぶ道徳的価値「相互理解、寛容」について教える場合に問題となる論点を、読み物教材「言葉の向こうに」を題材にして、学習指導要領の文言の変化にも着目しながら検討することを主題としたい。

従来、道徳の時間の授業では、教科書会社や文部科学省などが作成した読み物を教材として用いることが多かった。収録された読み物のなかには、教科化以後も教科書に採用されている、いわゆる「定番教材」も多い。

他方で、2018年度以後の「特別の教科道徳」として教科化されてから、現代的課題を主題にした新たな教材が教科書に採用され、現代的な道徳に関わる問題にも対応できる授業のための工夫が行われている。時代の変化にも対応できる指導が求められる現在、道徳教育の教材は、教科書が主要教材となる過程において変化の時期を迎えているといえよう。

本稿では道徳科の読み物教材「言葉の向こうに」を対象として指導法の検討を行う。「言葉の向こうに」は、文部科学省が作成した『道徳読み物資料集』（2012年発行、以下『読み物資料集』と略記）や『私たちの道徳』（2014年発行）とともに、道徳科の教科書にも掲載さ

れてきた定番の道徳教材である。

論述に先立ち、問題関心と検討方法について説明しておきたい。

教科化以後の現在の道徳教育では、様々な道徳的価値について生徒同士で「考え、議論する」道徳教育が求められている⁽¹⁾。この「考え、議論する道徳」教育には、多様な価値観が存在する現代社会において、同じ学校に通い長時間ともに過ごす同じ学級の生徒間でも多様な価値観があることが前提されており、生徒がともに議論して互いの意見や考えの相違に気づくことによって子どもたちが道徳的に成長することが期待されている。小・中学校の道徳科の授業で学ぶ内容、すなわち学習指導要領における内容項目のなかで、「B-（9）相互理解、寛容」は、多様な価値観をもつ人々が共に社会に生きるなかで重要な道徳的価値のひとつであるといえよう。

本稿では道徳科定番教材のひとつ「言葉の向こうに」を用いて内容項目「相互理解、寛容」を指導する際の特徴的な課題に着目し、そのよりよい指導方法の可能性を検討する。

「言葉の向こうに」は、近年の子どもの生活にとっても欠かせないものとなったインターネットの掲示板におけるコミュニケーションを通じて生じた問題を題材としている点から、従来、現代的な課題や情報モラルを考えることができる教材として取り扱われてきた。

しかし、本教材はインターネット上でのコミュニケーションを取り扱っているため、情報モラルについて考えることができる一方で、ネットリテラシーやネットでのコミュニケーションの難しさといった問題に引き付けられることによって、本来学ぶべきとされる道徳的価値の学習が難しくなる⁽²⁾ほか、いくつか指導の際の課題が指摘されてきた。

本稿では、その困難がなぜ生じるのか、それを解消することがいかに可能であるかという問題を以下の順序で検討したい。まず「言葉の向こうに」が情報モラルを題材にした道徳教材のなかでどのような特徴をもっているのかを整理し（2章）、次に「言葉の向こうに」を用いる道徳科の授業において何が課題になったのかを先行研究をふまえて検討する（3章）。さらに「言葉の向こうに」を指導する際の内容項目に関連する学習指導要領を検討することによって、本教材を指導する際にどのような道徳的価値に特に着目して授業の目標を設定し、授業展開する可能性があるかを考察する（4章）。そして最後に、情報モラル教育において「言葉の向こうに」を教材として使用し指導することの意義にも触れることにしたい（5章）。

2. 「言葉の向こうに」の概要と内容項目、情報モラル教育としての教材の位置

2-1. 道徳教材「言葉の向こうに」の概要

以下の論述の前提として「言葉の向こうに」のあらすじを紹介しておこう。

主人公加奈子は、ヨーロッパのサッカーチームのA選手を応援している。学校では

友達とサッカーの話ができないが、インターネットのファンサイトでA選手のファンと交流するのを楽しんでいる。ある日、A選手の所属チームの試合後、「Aは最低の選手。あのゴール前はファウルだよ、ずるいやつ」「人気があるから優遇されてるんだろ。たいして才能ないのにスター気取りだからな」というA選手に対する非難のコメントを読んだ加奈子が「負け惜しみなんて最低」と反論すると、さらにA選手への批判と加奈子に対する批判コメントが書き込まれる。加奈子が怒りにまかせてことばをエスカレートさせると、今度は仲間はずれのA選手のファンのなかからも「いちいち反応して、ひどい言葉を向けてる人、ファンとして恥ずかしいです。中傷を無視できない人はここに来ないで」「中傷する人たちと同じレベルで争わないで」「挑発に乗っちゃだめ」とたしなめられてしまう。「匿名だからこそ、あなたが書いた言葉の向こうにいる人々の顔を思い浮かべてみて」など加奈子を批判する書き込みがなされ、加奈子は自分にも問題があったことに気づいた。

このようなインターネットでのトラブルは、近年の中学生にとっても身近な問題であり、「言葉の向こうに」は自分の問題としてとらえやすい題材である。

道徳教科書を出版する7社のうち、日本文教出版（3年）、光村図書（1年）、廣済堂あかつき（1年）、日本教科書（2年）の4社が、令和3年度の道徳科教科書に「言葉の向こうに」を掲載している⁽³⁾。

2-2. 内容項目「相互理解、寛容」の指導

道徳科でも他教科同様、文部科学省の学習指導要領に即して授業が行われることが期待されている。現行の学習指導要領（2017年告示）では中学校3年間を通して22の道徳的価値を指導するように定めている。その内容を端的に示したものが内容項目であり、「言葉の向こうに」を用いて授業するときの指導内容項目は一般には「B-(9) 相互理解、寛容」である。この内容項目「相互理解、寛容」は、具体的には「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考えがあることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと」⁽⁴⁾と説明されている。学習指導要領解説（以下「解説」と略記）では、さらにこの道徳的価値について詳細に説明され、どのような指導が期待されるかが示されている。「言葉の向こうに」を用いた道徳科の授業では、教材を通して「相互理解」や「寛容」について考え理解するとともに、生徒たちの今後の人生においてそれらの道徳的価値を実践するための道徳性を育成するよう指導することが期待されている。

2-3. 情報モラル教育の教材とその内容項目

「言葉の向こうに」はインターネット掲示板でのトラブルをめぐる題材であるため、これまで「情報モラル」を取り扱う道徳読み物教材としても用いられることが多かった。

情報モラルは、学習指導要領で「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と

態度」⁽⁵⁾と定義されており、現行学習指導要領では「学校の教育活動全体で取り組むべきものであるが、道徳科においても同様に、情報モラルに関する指導を充実する必要がある」⁽⁶⁾と記述されていることから、道徳科の授業でも情報モラルの指導充実が求められていることがわかる。

道徳科で情報モラルに関する内容を指導するときには、学習指導要領に定められた道徳的価値（内容項目）との関連をふまえ、「情報社会の倫理」や「法の理解と遵守」などを中心に取り扱うことが想定されている⁽⁷⁾。より具体的な指導法として、「解説」には以下のように記述されている。

「例えば、思いやり、感謝や礼儀に関わる指導の際に、インターネット上の書き込みのすれ違いなどについて触れたり、遵法精神、公德心に関する指導の際に、インターネット上のルールや著作権など法やきまりに触れたりすることが考えられる。」⁽⁸⁾

「例えば、相手の顔が見えないメールと顔を合わせた会話との違いを理解しメールなどが相手に与える影響について考えるなど、インターネット等に起因する心のすれ違いなどを題材とした思いやり、感謝や礼儀に関わる指導が考えられる。また、インターネット上の法やきまりを守れずに引き起こされた出来事などを題材として規則の尊重に関わる授業を進めることも考えられる。その際、問題の根底にある他者への共感や思いやり、法やきまりのもつ意味などについて、生徒が

考えを深めることができるようにすることが重要になる。」⁽⁹⁾ (内容項目に関連する箇所に下線を引いた)

このように、情報モラルを取り扱う道徳科指導の例として、「思いやり、感謝」、「礼儀」、「遵法精神・公德心」について考える授業が挙げられているが、「言葉の向こうに」を指導する際に一般に指導する内容項目「相互理解、寛容」の指導例は書かれていない。

「解説」での指導例とは別に、実際の道徳科教科書に収録されている情報モラルに関する道徳教材では、どのような内容項目が学ばれているのだろうか。この問いについては、すでにいくつかの先行研究がある。

村松 (2015) は、『私たちの道徳』における情報モラルに関する記述を抽出し、それらの教材を用いてどの内容項目が学習される道徳的価値として設定されているかを整理している。村松によれば、中学校『私たちの道徳』の教材のうち、学習される内容項目は「自律の精神、誠実」「人間愛の精神、思いやり」、「友情、信頼」、「寛容 (の心)、謙虚」、「感謝」、「公德心、社会連帯」、「正義、公正、公平」を学ぶ教材がほとんどそれぞれ一つずつ採用されている⁽¹⁰⁾。これらの教材は注意喚起・啓発を主眼とする資料の比重が高い傾向にある⁽¹¹⁾と指摘されている。

2-4. 情報モラル教材「言葉の向こうに」の教科書採用状況

では、情報モラルに関わる道徳科教材のうち、道徳的価値「相互理解、寛容」を考える教材はどのくらいあるだろうか。

相澤・小河 (2020) は、7つの教科書会社の中学校3学年の道徳科教科書の情報モラルに関する教材のうち、どの内容項目を学ぶ教材が多かったかを調査した。多い順に、「自主、自律、自由と責任〔10〕」、「節度、節制〔7〕」、「友情、信頼〔5〕」、「相互理解、寛容〔5〕」「遵法精神、公德心〔5〕」「公正、公平、社会正義〔2〕」「礼儀〔1〕」の内容項目を学ぶ教材が掲載されていた⁽¹²⁾。相互理解、寛容についての指導の教材は、三番めに多い。

また、相澤・小河 (2020) の研究から、「解説」で想定する指導例としては挙げられていないものの、内容項目「自主、自律、自由と責任」「節度、節制」「友情、信頼」を扱う教材数が多く⁽¹³⁾、実際にこれらの道徳的価値と情報モラルが結びつけられて道徳授業が構想されていることが確認できる。

大西・寝占 (2022) は、相澤・小河 (2020) の分析方法に依拠し、さらに対象教材を明記している。道徳科教材と情報モラルとの関連が明示されている教科書6社 (2019年発行) のうち、「相互理解、寛容」を学ぶ情報モラル教材を採録しているのは4社、そのすべてが「言葉の向こうに」を採用している。また、そのうち2社 (光村図書と廣済堂あかつき) は「言葉の向こうに」以外の教材も採録しているが、残りの2社は「言葉の向こうに」のみである⁽¹⁴⁾。これらのことから、「相互理解、寛容」を学べる情報モラルに関する道徳教材として「言葉の向こうに」は最もよく用いられる定番教材であること、また、同内容項目を学ぶ機会は比較的多いものの、教材としては「言葉の向こうに」だけであり他の教材が掲

載されていない教科書も多いことも確認できた。

3. 「情報モラル教材」としての「言葉の向こうに」の道徳科指導の課題

本章では、情報モラルに関わる教材として「相互理解、寛容」を考えるための教材「言葉の向こうに」を用いた道徳科指導においてこれまで何が課題となってきたのか、先行研究をふまえて明らかにしていきたい。

まず「言葉の向こうに」を用いた授業で学ぶ内容項目について学習指導要領の文言に少し変更が加えられていることを確認しておこう。『読み物資料集』や『私たちの道徳』掲載時の「言葉の向こうに」を用いて指導する内容項目は、平成20年学習指導要領にしたがい「2-(5) 寛容・謙虚」とされていたが、平成27年告示の現行学習指導要領改訂時に「B-(9) 相互理解、寛容」に変更される。したがって本論文では両学習指導要領にしたがい「言葉の向こうに」を用いて「寛容・謙虚」または「相互理解、寛容」を教えるときにどのような課題があるかを整理し確認していく。

3-1. 情報モラル教育の趣旨と道徳教育の齟齬

情報モラルを取り扱う教材として「言葉の向こうに」を用いる際によく生じる課題の一つに、本来は「相互理解、寛容」または「寛容・謙虚」を学ぶはずであったのに、結果的にインターネットマナー等の啓発的授業を行うだけになってしまったり、「インターネット利用時の注意点を考えよう」のようなメディア

利用に対する消極的・抑制的な発問をする情報モラル教育に限定されてしまいがちなことがある。『読み物資料集』には「読み物資料の活用例」という簡易な指導案が収められている。そこにも「指導上の留意点と工夫」として「いわゆるインターネット使用上のエチケット指導をねらいとするのではなく、道徳の主題（内容項目）をきちんと押さえる。」⁽¹⁵⁾と指導上の注意が書かれている。インターネット上のトラブルという教材の特徴をいかす授業をしようとすることによって本来の「相互理解、寛容」という主題から離れてしまいがちであることを示した記述であろう。

また情報モラル教育では、インターネット等の利用に際して生徒たちが問題行動をおこさないこと、あるいは問題行動に遭遇した際に適切に対処できるようにすることをめざしているが、そのための指導方法が道徳教育において設定されている道徳性の育成という目標に必ずしもそぐわないという問題もある。坂本（2015）は、インターネット上に問題ある書き込みをすれば咎められることを理由に誹謗中傷という問題行為を起こさせないようにする、従来の情報モラル教育の方法は道徳教育の趣旨となじまないことを指摘している⁽¹⁶⁾。咎められたり、場合によっては訴えられたりするリスクなどの外的要因から問題行動への抑制を求める教育は、悪いことを拒否し善い行いにむかう道徳的実践意欲や態度を育てるという道徳教育の目標に確かにそぐわない。このように外的要因からインターネット上での問題行動の抑制を考えさせることをめざした道徳授業もまた、「言葉の向こうに」

の指導例でいえば「インターネットのリスクを考える」といった主題を設定しがちになり、本来指導すべき「相互理解、寛容」から離れてしまうおそれがある。

3-2. 匿名性に注目して指導する際の課題

「言葉の向こうに」ではインターネット上の掲示板（ファンサイト）での匿名の交流が中傷合戦になるトラブルを題材にしている。鈴木・佐藤（2014）でも論じられるとおり、「言葉の向こうに」は、匿名ならでのコミュニケーションの難しさや当事者以外の人も加わった匿名で意見や感想を述べあう議論にならず、中傷合戦になりやすい状況がなぜ生じてしまうのかを考え、よりよいコミュニケーションのあり方について考えさせることができる教材となっている⁽¹⁷⁾。文中の「言葉の向こうにいる人の顔を思い浮かべて」ということばも、実際に面と向かってコミュニケーションをとることのできない人との関わりをどうすべきか考えるきっかけになるよう期待していることが読み取れる。

しかしまた、あまりに匿名性の問題点に注目すると、直接的コミュニケーションの良さを過剰に良いものとし、匿名のやり取りを危険なものとして警戒させるだけの授業になってしまい、生徒が匿名のコミュニケーションを全面的に信頼できないものにとらえてしまう可能性もある。その結果、インターネットでの他者との関係を通じて「相互理解、寛容」に関する道徳性を育てるという本来の主題から離れないよう注意しなければならない。道徳科の指導の際には匿名のコミュニケーシ

ョンと面と向かったコミュニケーションの違いを過度に強調するアプローチを避けるように配慮しなければならないだろう。

3-3. インターネット掲示板での誹謗中傷に対して「寛容」を教えることの課題

鈴木・佐藤（2014）は、「言葉の向こうに」の題材について、従来の「こころのすれ違い」に対処するような他者への思いやり等を勧めることによって解決に導ける問題なのか慎重に考える必要があると論じている⁽¹⁸⁾。本教材のA選手の評価をめぐるやりとりは気持ちのずれの問題にとどまらず、本文でも記述されるとおり、根拠もない主観に基づく中傷である。中傷に対して「いろいろなものの見方や考え方があることを理解」させるような「寛容」の態度をとることを教えようとするだけでは生徒の共感も得られず、まして「それぞれの立場を尊重」⁽¹⁹⁾させることは論外だ、と鈴木・佐藤は論じている。鈴木・佐藤は、加奈子とA選手の中傷者の両者の立場や主張にそれぞれ問題があることを生徒たちに認識させたうえで、よりよいインターネットコミュニケーションのあり方を考えさせるというねらいを達成できるという立場にたっている⁽²⁰⁾。言い換えれば、加奈子とA選手の中傷者たちのどちらかが正しいかを安易に決めつけるのではなく、またそれぞれの立場ももっともだとして判断を保留するのでもない方向で、インターネットでのコミュニケーションを考えさせることをめざしているといえよう。

ここで鈴木・佐藤が、内容項目の前半部分

「それぞれの立場を尊重し、いろいろなもの
の見方や考え方があることを理解」することそ
のものではなく、ネット社会におけるよりよ
いコミュニケーションの育成を「授業のねら
い」としている点に注目したい。

インターネットでの誹謗中傷は犯罪行為に
なりうる行為であり、阿部（2013）も論じる
ように、違法行為を容認する立場をとらせる
ことは道徳授業として誤りである⁽²¹⁾。生徒た
ちが仮に授業終了時に「加奈子と対立する人
たちがA選手に対してひどいことを書き込ん
だとしても、それは多様な考え方の一つであ
る」として違法行為を容認するような考えを
もつようであれば、道徳の授業としては不十
分であり、それを避けるためには誹謗中傷の
何が問題になるのかについて、法的な問題や
人権についても生徒が考える時間を持ち、必
要に応じて教師が説明する必要がある。

インターネット上のトラブル、とりわけ誹
謗中傷については対象者が著名であるか否か
にかかわらず名誉棄損をめぐる裁判で争う件
数が増えている。指導対象の中学生に対して
も、中傷コメントを書き込むことの問題を認
識させ、もし中傷が自分に向けられたときに
どう行動するか、自分がこれまで中傷にあた
る行いをしていないかなど考えさせることも
必要であろう。この観点からみれば、いろい
ろなものの見方や考え方があるとして結果的
に中傷を寛容することを主題にすることには
問題が認められると言えよう。

3-4. 「寛容」を教えること自体に生じうる 課題

(1) 「寛容」のもつ権力関係

中傷に対して「寛容」の姿勢をとることは
一見冷静で正しい行動にも見えるが、実は道
徳的成長を阻むという問題点もある。

藤井・宮本・中村（2013）は、マルクーゼ
を参照し、寛容とは寛容する者が寛容される
者に対して相手の過ちを許すことであって両
者には差別関係があること、つまり「他者の
過ちを許す」ことは「自分は正しい」という
前提から離れられないという意味で道徳教育
的観点から問題があると論じている⁽²²⁾。

柴山（2014）は、藤井・宮本・中村（2013）
の「寛容」概念に関する研究を引継ぎ、「言葉
の向こうに」の授業の際に、怒りを抑えて相
手の過ちを赦すという意味での「寛容」の指
導が、「自分は正しい」と考え、必ずしも自分
が正しくないときもあるかもしれないという
考えを前提していない点で、自らの行動を顧
みる機会を奪う可能性がある問題点を指摘し
ている⁽²³⁾。「言葉の向こうに」で言えば、た
しなめられた加奈子に対して寛容の気持ちをも
つことの重要性を気づかせるような授業にな
るのであれば、加奈子がかつとなったために
その後におこした批判の応酬や攻撃は不問
に付されてしまうことで、加奈子の行動への
批判を通して、生徒がインターネットでの自
らの行動を省みる機会が奪われることになる
可能性があると言えるだろう。

(2) 「認容の強制」・「嫌悪の規制」としての寛容教育

藤井ら(2013)は、日本の道德教育における内容項目「寛容」の取り扱い方を分析するなかで、従来の「寛容」を教える道德教育の問題点を指摘している。具体的には、従来の「寛容」を学ぶために作成された道德教材では、相手の過ちを「糾弾」しながらも「相手を許す」という意味での「西洋的な概念」としての「寛容」と異なり、相手の心情を押し量り、謙虚な自己や広い心から「相手を許す」形での寛容として理解されている⁽²⁴⁾。また、『心のノート』の「寛容」についての教材の記述でも、相手の気持ちを受け入れることによってお互いを理解し合い、許し合うことが強調されていると論じている⁽²⁵⁾。

さらに藤井らが問題にするのは、寛容を教える際に、従来の「寛容」の教育は、「自分の意に沿わない行為を他者がなすことに対する認容の強制」⁽²⁶⁾または「嫌悪の規制」⁽²⁷⁾、すなわち他者の問題行動に対して批判や嫌悪を表明することを抑制させること、にばかり陥りがちだということである。なぜこれが問題になるのかといえば、寛容をこれらのようなものであると理解することによって、そのときに生じている問題が解決すべきものとして理解されず、現状を容認することにしかないからである。

これは「言葉の向こうに」の授業の主題を「自分と異なる意見についても、多様な意見を受け入れる」と理解したときにおこる問題としてもとらえることができるだろう。誹謗中

傷についても誹謗中傷の道義的問題を問い善悪の判断・批判をすることなく「自分と異なる意見」として「受け入れるべきもの」として「寛容」することも認めるのであれば、他者の尊厳を脅かす誹謗中傷の問題の本質がかすんでしまうからである。

4. 内容項目「相互理解」への焦点化と授業展開——よりよい指導のための考察

前章まで、情報モラルに関わる教材「言葉の向こうに」を用いて「相互理解、寛容」を指導する際の課題を整理してきた。いくつかの先行研究を整理することによって、情報モラル教育の題材（インターネットトラブルの危険性や匿名性）に引きつけられる授業や、インターネットの危険性や匿名性を強調する授業によって本来の道德教育の目標からそれてしまう可能性があること、誹謗中傷に対して「寛容」を教えることが問題解決にならないだけでなく、道德教育として不適切な授業を行ってしまう可能性があること、さらに道德授業で「寛容」を教えること自体がもつ複数の問題が確認された。前章では先行研究を参考にこれらの課題を整理するなかで、教材「言葉の向こうに」を用いて「寛容」の問題を指導する際に、授業展開を難しくする重要な問題点があることを指摘した。こうして、これらの課題に取り組み、よりよい指導を行うために、どのような視点や指導法の可能性があるかを検討するのが次の課題となる。

4-1. 内容項目への視点

道徳科の指導において、ある教材を用いてどのような道徳的価値を指導するかについては、教科書の教材ごとに示されている「内容項目」を参考に指導者（教員）が検討して授業の主題やねらい（目標）を設定するのが原則である。「言葉の向こうに」を用いた授業では「相互理解、寛容」を指導するが、主に「相互理解」について考えさせるのか、「寛容」により焦点を当てているのかについては、各教員の判断にゆだねられる。また、一時限でこの二つの道徳的価値を教えなければならないわけではない。したがって「言葉の向こうに」の授業では「寛容」の道徳的成長を目指す授業もあれば、「相互理解」を中心に考えさせる授業も可能である。

すでに前章で、情報モラルにかかわる教材として「言葉の向こうに」を用いて「相互理解、寛容」について考える授業、とりわけ「寛容」により焦点をあてて指導することによって生じる問題を確認したので、次に「言葉の向こうに」を用いた道徳科指導について別の

授業展開の可能性を検討したい。

3章でも述べたように、「言葉の向こうに」は『読み物資料集』や『私たちの道徳』出版当時の学習指導要領（平成20年）では「寛容・謙虚」を教える教材とされていたが、現行学習指導要領（平成29年）では「謙虚」がなくなり「相互理解」という内容項目が追加された。4章では、これによって道徳科の指導に対してどのような影響が考えられるのかを検討する。具体的には、まず平成10年度以後、二度の学習指導要領と解説の改訂をふまえたうえで、「相互理解」により焦点をあてることで、3章までに明らかにした課題を解決するような授業展開ができるか検討し、考察したい。

4-2. 内容項目「寛容・謙虚」から「相互理解、寛容」への変化の要点

「言葉の向こうに」を用いた道徳科授業で学ぶ内容項目「B-(9) 相互理解、寛容」は、学習指導要領の改訂によって以下のように変わってきた。

| | |
|------------------------------------|---|
| 平成10年学習指導要領 中学校 学習指導要領 内容 2-(5) | それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの の見方や考え があることを理解して、謙虚に他に学ぶ広い心をもつようにする。 |
| 平成20年学習指導要領 内容項目 2-(5) 寛容・謙虚 | それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの の見方や考え があることを理解して、 <u>寛容の心</u> をもち謙虚に他に学ぶ。 (主な変更箇所 に下線) |
| 平成29年改訂学習指導要領 内容項目 B-(9) 相互理解、寛容 | <u>自分の考えや意見を相手に伝えるとともに</u> 、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの の見方や考え があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、 <u>自らを高めていくこと</u> 。(主な変更箇所 に二重下線) |

ここでは、「言葉の向こうに」が『読み物資料集』に掲載された2012（平成12）年時以後の学習指導要領を載せた。平成20年学習指導要領から平成29年学習指導要領改訂時（現行指導要領）への変化に特に注目したい。29年改訂時には、項目の名称が「寛容・謙虚」から「相互理解、寛容」に変更され、「相互理解」が「寛容」より先に書かれている。「いろいろなもの見方や考え方があることを理解し」「寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ」は20年学習指導案と変わっていないが、文頭の「それぞれの個性や立場を尊重し」が「自分の考えや意見を相手に伝えるときにも」に変更され、文末で「自らを高めていくこと」が新たに付け加えられている。この追加部分は、項目「謙虚」が「相互理解」に変更されるにともない、「相互理解」の説明として意識されている部分だと言えよう。

また学習指導要領改訂にともない「2－（5）寛容・謙虚」が「B－（9）相互理解、寛容」に変更されるにあたって、「解説」では以下のように説明されている。

「相互理解、寛容」について、自分の考えをもって他の立場や考えを受け入れることを重視して、「自分の考えや意見を相手に伝えるときにも」を加えた。⁽²⁹⁾

このように平成29年改訂によって新たに、平成20年学習指導要領の内容項目「寛容・謙虚」よりも、他者との関係において自らが謙虚になって相手の考えに従い受け入れるだけでなく、他者と理解し合うため自分の考えや意見を人に伝えることが重視されるようになった。「寛容」がしばしば相手に非があるか否

か、自分の意見を伝えるか否かを問わず、広い心で受け入れることを示していたという問題の観点から見れば、この追加箇所は重要な変更点といえる。「相互理解」では自分の心のありかただけでなく、自律した自身と他者との対話との対話を通じて互いの理解が深まることが想定されている。さらに、対話から相互理解によって「自らを高める」ことが想定されていることから、「寛容・謙虚」以上に他者との関わりのなかで道徳的に成長することが期待されている。「寛容・謙虚」と「相互理解、寛容」について学習指導要領の記述を分析した結果、「謙虚」から「相互理解」への内容項目の変化によって、他者とのコミュニケーションの取り方や他者との相互的関係をいかにつくるかという過程がより重視されるようになっていることが明らかになったといえよう。

4-3. 「相互理解」のためのコミュニケーションに焦点化した授業展開

3章で確認したように、「言葉の向こうに」を用いて「寛容」について学ぶときには、道徳教育としていくつかの課題が生じる。具体的には、インターネットで中傷コメントを書くことや加奈子自身が怒りから攻撃的に書き込みをするなどの道徳的問題点を解消するどころか、その問題点を帳消しにする形で「寛容」になる、つまり中傷者を許すことに焦点をあてることになる、という課題について言及してきた。本節以後、この問題への対応の一例として、現行学習指導要領改訂時に新たに加わった「相互理解」により焦点をあてて

考える授業展開の可能性を検討したい。

前章で述べたように、「相互理解」は、相手を全面的に受け入れるわけでもなく、全面的に否定するわけでもなく、自分の主張をしながら相手との対話を通じて互いに理解できる部分を見つけていこうとする対話的なやり取りから成長する道徳的価値である。「言葉の向こうに」の場合のように、意見の違いが互いの中傷に終わらないためには、対立する二者が、それぞれ自分の言いたいことを正確に述べ、相手の言うことを正確に聞く（読み取る）ことが不可欠である。しかしそれでも「ずるいやつ」「たいして才能ないのにスター気取り」などのA選手への中傷は根拠が薄弱であるため、「寛容」することが難しいだけでなく、「相互理解」しようとすることも難しいだろう。「言葉の向こうに」を用いた道徳科指導では、加奈子が怒りにまかせ中傷者と同じレベルで反論したことの問題点を生徒と確認し、加奈子はどうすれば「相互理解」に近づくことができるのかを考えるような授業展開が望まれる。

では意見の異なる他者との「相互理解」をめざし実践につながるような道徳的成長を促すような授業展開はいかに可能だろうか。たとえば光村図書教科書に書かれた「意見の異なる人と関わる時、何が大切だろう」⁽³⁰⁾のような発問を生徒におこなう際に、もちろん寛容の態度をとることもときには必要だが、相手に非があるときには必ずしも「寛容」になる必要はないことも確認したうえで、どうすれば他者と「相互理解」できるだろうか、と補助的に問うことで、自分の言いたいこと

をただ伝えるだけでなく、どのように伝え、人のことばを受けとり、行動すればいいのかを考える授業になることが期待できる。この考え方は基本的に鈴木、佐藤（2014）の立場に沿うものである。それに加えて、新たに加わった「相互理解」の内容項目の趣旨により重点をおいて検討した。

4-4. 「相互理解」を可能にする公共的な空間への視点

さらに重要なのは、対立する二者が同レベルで中傷に終止するのを避け「相互理解」が可能になるために何が必要なのかを考えることである。そのために必要な授業展開のための視点として、意見を述べ合うことを可能にする公共的な空間の重要性を考慮することを挙げておきたい。

柴山（2014）は、「言葉の向こうに」において加奈子と意見のやりとりをした相手との対立は、簡単に解消できない価値観や考え方の対立に由来しており、この違いにどう向き合い、公正な議論ができる場をどのようにつくるかを考える必要があると論じている⁽³¹⁾。「言葉の向こうに」はインターネットという多数の多様な属性や考えをもつ人々が集まり意見を述べ合う、一種の公共的な空間での人との関わりをえがいた教材である。すでに2章で、本教材を用いた授業では、相手の見えない匿名世界では度を越した中傷のやりとりになる危険性があり、それを避けるためにどうすべきかといったインターネット上での抑制的ふるまいへと議論が向かい、結果的に本来の道徳科の主題「相互理解、寛容」から離

れた情報モラル教育に限定された授業展開になってしまうという問題点を確認した。「言葉の向こうに」を用いた授業では、言葉のみで相手の顔が見えない「匿名性」の怖さ以上に、「言葉の向こう」にいる人々のことを思い浮かべ、地道な対話を積み重ねることで相互理解につながるというプロセスをより意識する必要がある。

また、子どもが最もよく関わる家族や学校の友人等、日常生活での親密な空間から離れた、一種の公共的な多様な人が関わるのがインターネット世界であるという点により着目する必要がある。なぜなら、子どもが成長してより複雑な人間関係に入るようになることで、「言葉の向こうに」でえがかれるような多種多様な背景や考えをもつ人々と関わるのが社会生活の基盤になっていくからである。その意味で、公共的な空間でのコミュニケーションを安全なものにし、互いの議論を行う場を自分たちがつくろうとする道徳性を育むことが道徳教育の重要な課題になる。

安全に議論できる公共的な空間を意識させるための具体的な授業例として、授業の導入部や終末部等で、荒れていないSNSや安全に運営されていないSNSなどを例示して比較しながら、どうすれば安全に交流・議論できるのかを考えさせ、中心発問として「意見の異なる人と関わる時、何が大切だろう」と問い、公共的な空間のありかたやそこでの適切な行動を考えさせることによって、「相互理解」に対する理解を深めることになるだろう。

「意見の異なる人と関わる時、何が大切だろう」という発問例は、「相互理解」について

考えるための発問でもあるが、生徒の反応として「マナーを守る（礼儀）」「相手のことを考えて発言する（思いやり）」「腹が立っても争いたい気持ちを我慢する（自律）」「厳しい言葉を控える（礼儀、節度）」という反応も想定可能である。しかし、これらの道徳的価値はすでに別の教材から学ぶことが可能であり、「言葉の向こうに」いる人々に視野を広げるといふ本教材の特性を生かせば、自分の考えや意見を相手に伝えつつ他者と自己の個性・立場を尊重しあうことに向かう対話の原則にもとづく道徳性の育成が期待される。

また、他の情報モラル教材で学ぶことの多い「思いやり、感謝」「礼儀」「友情、信頼」などは、教材例を見ると、比較的親しい家族や友人同士のSNSを題材にされていることも多い。それに対して、「言葉の向こうに」は、見知らぬ人々と安全に公正な議論や交流を行い、「相互理解」をめざすより広い公共的な空間のあり方について考えることのできる現代的な道徳科教材になるだろう。

5. おわりに

最後に「言葉の向こうに」を用いた道徳教育の意義についても確認しておきたい。「言葉の向こうに」は『読み物資料集』『私たちの道徳』のほか、複数の教科書で掲載されてきた。他方でインターネット・SNSの利用を題材とした様々な教材が作成され、インターネット・SNS利用時のトラブルを題材にし、多様な道徳的価値を学ぶ機会が設けられている。

村松（2015）も述べる通り、情報モラルを

はじめとする現代的課題は、一つの価値の側面だけで切り取ることのできない問題であり⁽³²⁾、特定の道徳的価値のみに限定して指導すべきものではない。「言葉の向こうに」以外に多数の情報モラル教材が教科書に掲載されている現在でも、情報モラルに関する道徳教育において比較的多い「思いやり、感謝」「礼儀」「友情、信頼」の道徳的価値の教育だけでなく、「言葉の向こうに」を用いて「相互理解、寛容」を学ぶことは依然重要な意味をもっている。

その際、「相互理解、寛容」のなかで意見の異なる他者の意見について「寛容」になるだけでなく、他者と意見が異なる状況において自分の意見をいかに主張して他者とのよりよい関係をつくるかについて考察を深め、多様な人々の生きる社会のなかで生きるための実践的な道徳性を養うことが期待できる道徳読み物教材として、「言葉の向こうに」を位置づけることができる。本論文では、その点で「寛容」より「相互理解」により焦点をあてた授業展開の可能性があると論じた。

註

- (1) 文部科学大臣メッセージ「いじめに正面から向き合う「考え、議論する道徳」への転換に向けて」(平成28年11月18日)
- (2) 鈴木、佐藤 (2014) p.111
- (3) 2021年度に中学校道徳科教科書を出版した7社は、東京書籍、教育出版、光村図書、日本文教出版、学研教育みらい、廣済堂あかつき、日本教科書。
- (4) 2017年告示中学校学習指導要領 特別の教科道徳編 2. 内容
- (5) 2017年告示中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 第4章第3節6

- (6) 2017年告示中学校学習指導要領 特別の教科 道徳編 第3章第3節2
- (7) 2017年告示中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 第4章第3節6
- (8) 2017年告示中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 第4章第3節6
- (9) 2017年告示中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 第4章第3節6
- (10) 村松 (2015) p.195
- (11) 村松 (2015) p.195
- (12) 相澤・小河 (2020) p.60-61、〔 〕内は掲載教材数
- (13) ここから、実際の教科書で採択される教材と文科省が典型例として想定している道徳科での情報モラル教育指導の像にずれが生じていることがわかる。
- (14) 大西・寝占 (2022) p.132-133
- (15) 『中学校道徳 読み物資料集』(2012) p.89
- (16) 坂元 (2015) p.35
- (17) 鈴木・佐藤 (2014) p.111
- (18) 鈴木・佐藤 (2014) p.108
- (19) 鈴木・佐藤 (2014) p.111
- (20) 鈴木・藤井 (2014) p.111
- (21) 阿部 (2013) p.38
- (22) 藤井・宮本・中村 (2013) p.126
- (23) 柴山 (2014) p.51
- (24) 藤井・宮本・中村 (2013) p.127
- (25) 藤井・宮本・中村 (2013) p.128
- (26) 藤井・宮本・中村 (2013) p.129
- (27) 藤井・宮本・中村 (2013) p.129
- (28) 平成20年中学校学習指導要領解説道徳編 3 道徳教育改訂の要点
- (29) 2017年告示中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 第1章総説3改訂の要点 (2) 内容
- (30) 光村図書『中学道徳1 きみがいちばんひかるとき』p.77
- (31) 柴山 (2014) p.52
- (32) 村松 (2015) p.200

引用文献

- ・文部科学省編『中学校道徳読み物資料集』2012年
- ・文部科学省編『私たちの道徳』2014年
- ・文部科学省編『「私たちの道徳」活用のための指導資料(中

- 学校)』2014年
- ・「中学校学習指導要領 道徳編・解説」(平成10年)
 - ・「中学校学習指導要領 道徳編・解説」(平成20年)
 - ・「中学校学習指導要領 特別の教科道徳編・解説」(平成27年)
 - ・文部科学大臣メッセージ「いじめに正面から向き合う「考え、議論する道徳」への転換に向けて」(平成28年11月18日) https://www.mext.go.jp/content/20200305-mxt_kyoiku02-100002180_1.pdf
 - ・相澤崇・小河智佳子「中学校道徳科の検定教科書における情報モラル教材の特徴分析」都留文科大学『教材学研究』第31巻、p.57-65、2020年
 - ・阿部学「情報モラル教育としての「道徳」授業批判——「資料」の解釈について——」『授業実践開発研究』第6巻、p.35-43、2013年
 - ・大西圭介・寝占真翔「道徳科検定教科書の情報モラル教材に関する予備的考察」『帝京科学大学紀要』第18巻、p.129-138、2022年
 - ・酒井郷平・田中奈津子・中村美智太郎「道徳教育の史的変遷と現代的課題——道徳科における情報モラル教育の可能性——」『静岡大学教育学部研究報告(人文・社会・自然科学篇)』第67号、p.105-119、2017年
 - ・坂元章「道徳教育と情報モラル教育」江戸川大学情報環境研究所監修『江戸川大学の情報教育と環境』、p.33-36、2015年
 - ・柴山英樹「道徳教育における「情報モラル」の教材と指導法の課題—道徳読み物資料の検討を中心に—」日本教材学会編『教材学研究』25巻(別冊)、p.49-53、2014年
 - ・鈴木晴久・佐藤史人「現代的コミュニケーションにおける道徳的価値の整合性に関する一考察——中学校道徳読み物資料「言葉の向こうに」の事例を通して——」『和歌山大学教育学部紀要』第64号、p.107-112、2014年
 - ・藤井基貴・宮本敬子・中村美智太郎「道徳教育の内容項目「寛容」に関する基礎的研究」『静岡大学教育学部研究報告(人文・社会・自然科学篇)』第63号、p.123-134、2013年
 - ・村松遼太「『わたしたちの道徳』における情報モラルに関する教材の課題—内容項目との関連性の分析を通して—」日本教材学会編『教材学研究』第26巻、p.191-200、2015年